

第12次

古河市交通安全計画

交通事故のない社会を目指して

令和8年～令和13年



目次

序章 はじめに	1
1 計画策定の背景と目的	
2 計画期間	
第1章 古河市の現状	2
1 古河市の現状	
2 古河市の交通事故分析	
第2章 基本方針と目標	4
1 基本方針	
2 目標	
第3章 交通安全施策	5
1 交通安全教育等の推進	
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
3 交通安全の確保	
4 交通安全施設等の整備	

序章 はじめに

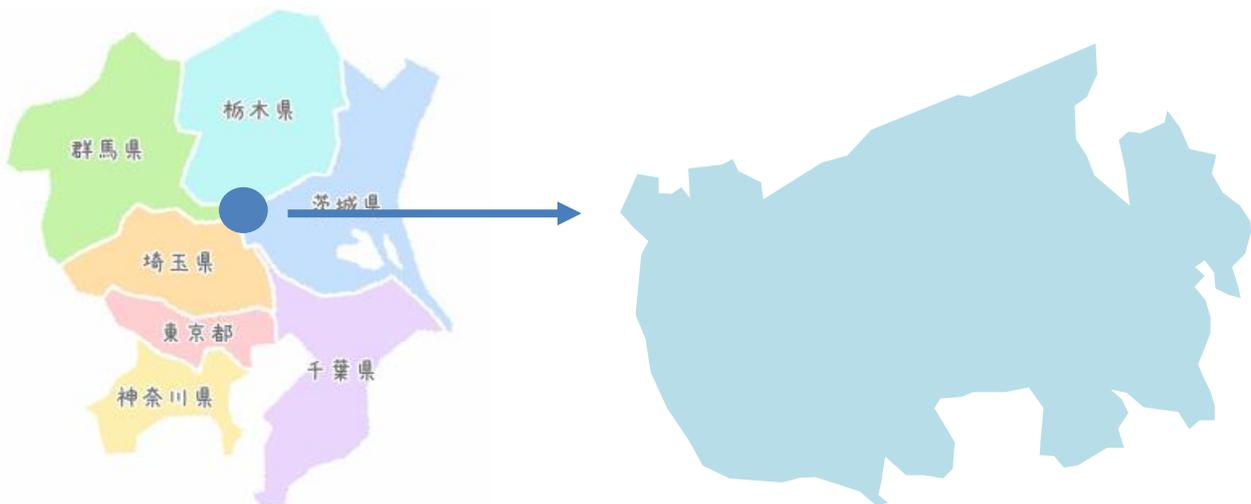
1 計画策定の背景と目的

古河市は、首都圏への良好なアクセスを背景に、活発な社会・経済活動を展開する一方で、豊かな自然環境や深い歴史・文化をも有する、商業・工業・農業がバランスよく調和した都市です。しかしながら、都市化の進展や交通網の整備拡大に伴い、交通量の増加がもたらす交通事故の増加が懸念されます。特に主要幹線道路における激しい交通流に対して、市民の安全を確保する対策が求められています。

また、市内では自転車利用者の割合が多く、高齢者や子どもといった交通弱者が事故に巻き込まれるケースも少なくありません。加えて、住宅地の造成や交通環境の変化が新たなリスクを生んでおり、これらに対応する取り組みも必要です。交通事故ゼロを目指し、市全体で安全対策を推進するまちづくりを図ります。

「古河市交通安全計画」は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、古河市交通安全対策会議が、講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

この計画に基づき、市及び関係機関は、関係団体との連携を強化し、交通の状況や地域の実態に即して、各種施策を推進します。



2 計画期間

計画期間

令和8年度から令和13年度の6年間

第1章 古河市の現状

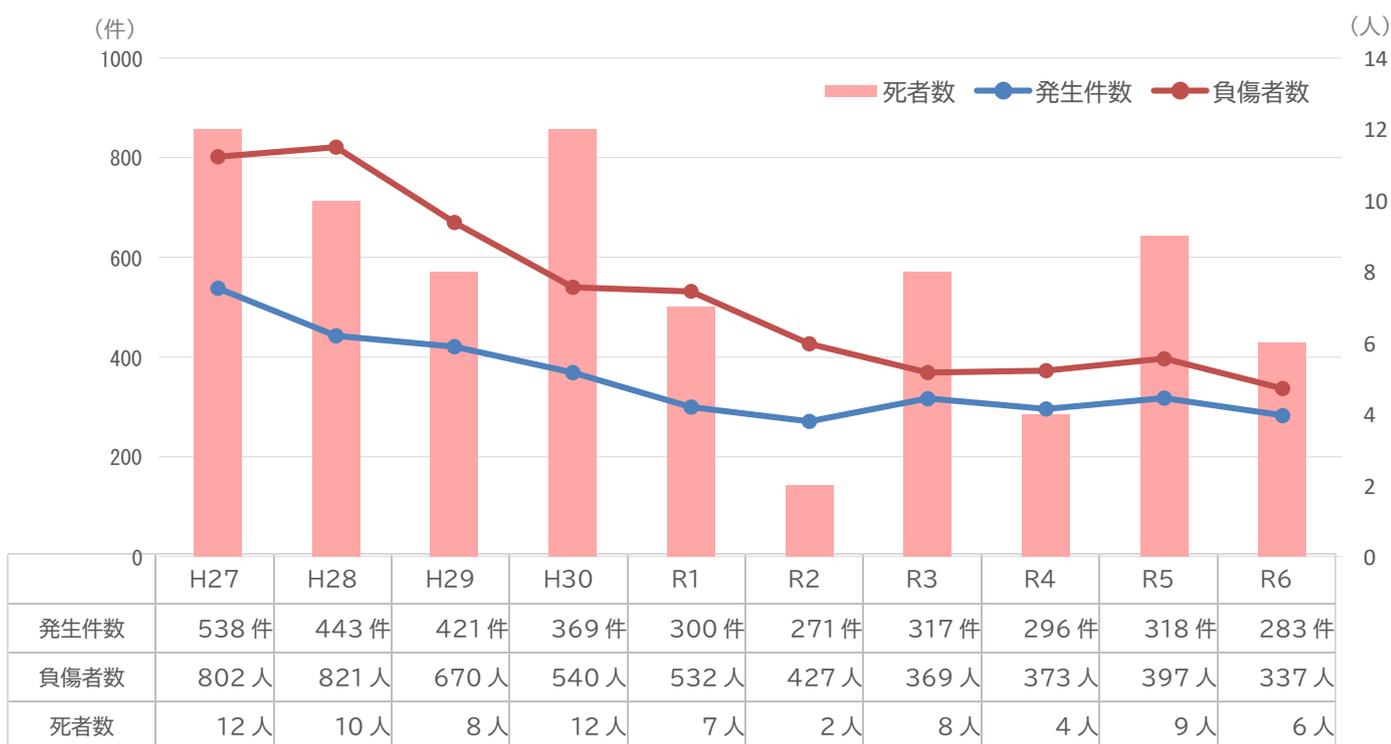
1 古河市の交通事故件数

古河市では、交通事故の発生件数が依然として重要な課題となっています。特に市内の主要幹線道路や交差点を中心に、歩行者(特に高齢者)や自転車利用者を巻き込んだ事故が目立っています。過去10年間の統計をみると、コロナ禍では外出制限の影響もあり、交通事故の発生件数および死者数は減少傾向にありました。

しかし、社会が通常の生活に戻るにつれて、事故件数も元の水準に戻りつつあります。また、交通事故の特徴として、通勤・通学時の時間帯や交通量の多い箇所での事故発生率が高いことが挙げられます。

過去10年間における管内の交通事故の推移

出典:交通事故白書



古河市は、茨城県内で交通死亡事故件数が多い傾向にあります。人口割合を考慮すると、発生率が他市町村より高い状況となっており、交通安全対策が重要視されています。特に幹線道路や交差点付近で事故が集中するため、地域社会全体で交通安全に取り組む必要があります。

県内交通事故死者数上位市町村

出典:交通事故白書

順位	市町村	死者数	人口(R6.10.1 現在)
1位	水戸市	11人	266,965人
1位	つくば市	11人	259,618人
3位	日立市	7人	163,300人
4位	古河市	6人	140,075人
5位	ひたちなか市	4人	153,213人
5位	土浦市	4人	142,202人



2 古河市の交通事故分析

市内の交通事故を分析したところ、「車両対車両」「人対車両」「車両単独」の順に多く、「車両対車両」が全体の90%を占めています。そのうち追突事故、出会い頭衝突事故が上位を占めています。

また、「人対車両」については、横断歩道での交通事故がほとんどです。古河市では、車を運転する人が横断歩道で一時停止する習慣が十分に根付いていないことがうかがえます。歩行者優先の意識が薄く、特に信号機のない横断歩道で歩行者と車の接触事故が多い状況です。

	区分	発生件数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)
車両対車両 	追突	97		132
	出会い頭	83	2	92
	右折時	25		29
	左折時	12		14
	正面衝突	6	1	5
	追越・追抜時	5		7
	すれ違い時	5		6
	その他	21	1	23
計	254	4	308	
人対車両 	横断歩道	11		11
	対面通行中	2		2
	背面通行中	2		2
	路上停止中	1		1
	その他	10	1	10
計	26	1	26	
車両単独 	工作物	1		1
	その他	2		2
	計	3		3
合計		283	6	337

第2章 基本方針と目標

1 基本方針



市民が安心して暮らせる
安全なまちづくりの構築



施策1	交通安全教育等の推進
施策2	交通安全に関する普及啓発活動の推進
施策3	交通安全の確保
施策4	交通安全施設等の整備

2 目標

	現状	目標
発生件数	283 件	200 件
死者数	6名	0名

【目標算定方法】

第12次茨城県交通安全計画の達成目標を基準とする。

茨城県人口約 280 万人 古河市人口約 14 万人 約5%

○発生件数 県 4,300 件以下 ▶▶▶▶▶▶ 古河215件以下

○死者数 県 70人以下 ▶▶▶▶▶▶ 古河 3.5 人以下

※算定では死者数 3.5 人以下となるが、古河市では交通事故死者数0人を年間目標とする。

第3章 交通安全施策

1 交通安全教育等の推進

交通安全教育の推進にあたり、全ての年齢層や地域において事故防止の意識を高め、安全な交通環境を実現することを目指します。そのため、幼児から高齢者までの幅広い世代に適した教育プログラムを整備し、具体的な行動指針を示すことで、交通ルール遵守の重要性や安全な歩行・運転への理解を深めます。

(1) 幼児

市内保育園、幼稚園を中心とし、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し交通マナーを実践する態度の習得と、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識の習得を図ります。

- ①視聴覚教材等を活用した指導の推進
- ②教職員の指導力向上及び教材・教具の整備



(2) 小学生

心身の発達段階や地域の実情に応じた、基本的な交通ルールを遵守し交通マナーを実践する態度の習得と、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得し、道路交通における危険を予測・回避する能力の育成を図ります。

- ①学校教育活動全体を通じた交通安全教育の実施
- ②教育教材及び教師用指導資料の作成・配付
- ③参加・体験型の交通安全教室の推進
- ④自転車の安全な利用や自転車事故における加害者の責任等に重点を置いた交通安全教育の推進
- ⑤保護者に対する講習



(3)中学生

自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任のある行動を実践できる社会人の育成を図ります。

- ①学校教育活動全体を通じた交通安全教育の実施
- ②教育教材及び教師用指導資料の作成・配付
- ③参加・体験型の交通安全教室の推進
- ④自転車の安全な利用や自転車事故における加害者の責任等に重点を置いた交通安全教育の推進
- ⑤教職員教育の支援



(4)高校生

自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任のある行動を実践できる社会人の育成を図ります。

- ①学校の教育活動全体を通じた交通安全教育の実施
- ②視聴覚教材等の積極的な活用の推進
- ③生徒主体の話し合い活動を取り入れた交通安全教育の推進
- ④自転車による加害事故防止等に重点を置いた交通安全教育の推進
- ⑤免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育の推進



(5)高齢者

加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的スキルや交通ルール等の知識習得を推進します。

- ①高齢者に対する交通安全指導担当者の養成及び指導体制の充実
- ②各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ③高齢運転者に対する高齢者講習及び更新時講習における指導体制の充実
- ④高齢者クラブ、老人ホーム等における交通安全部会の設置及び高齢者交通安全指導員の養成等の促進
- ⑤地域の高齢者を対象とした参加・体験・実践型の講習会の実施
- ⑥安全運転サポート車等に搭載される先進安全技術の体験機会の充実
- ⑦古河市高齢者運転免許証自主返納等支援事業の周知及び推進

(6)障がい者

障がいの特性に応じた身体機能の制約が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響について理解を深めるとともに、運転者側から見た視覚的・動作的に気づきにくい危険な行動や状況を認識させ、適切な対応策を学ぶ場とします。また、自ら納得して安心かつ安全な交通行動を実践できるよう、必要な実践的スキルや交通ルール、危険回避のための具体的な知識を習得することを促進します。

- ①障がい者に対する交通安全指導者の養成
- ②各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ③医療機関・福祉施設関係者等との連携による交通安全教室の開催
- ④障がいのある運転者に対する交通安全講習における指導体制の充実
- ⑤地域の障がい者を対象とした参加・体験・実践型の講習会の実施

(7)外国人

言語や文化の違いから交通ルールやマナーへの理解にギャップが生じやすいことを考慮し、日本の交通環境や特有のルール・マナーについて安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的スキルや交通ルール等の知識習得を推進します。

- ①外国人に対する交通安全指導
- ②外国人向けのパンフレット・チラシの作成
- ③外国人に対する交通安全講習体制の充実
- ④地域の外国人を対象とした参加・体験・実践型の講習会の実施

交通安全教室実施状況(令和6年度)

幼児	小学校	中学校	高等学校	高齢者	事業所
35回	47回	12回	0回	0回	1回

2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

道路交通法の改正等最新の情報について、交通安全に関する普及啓発活動を市ホームページや SNS を活用し市民への周知を強化します。また、交通安全週間などの期間中は、タイムリーな情報を発信します。

(1) 自転車の安全利用の推進

市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、市の交通安全対策会議等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

- ① 自転車利用5則の推進
- ② 自転車利用時ヘルメットの着用促進
- ③ 自転車用ヘルメット購入費一部助成の制度広報
- ④ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進
- ⑤ 定期的な点検整備や正しい利用方法等の推進



(2) 交通安全運動の推進

交通安全運動の推進は、事故の未然防止と安全な地域社会の実現に寄与し、地域住民や企業と連携し、啓発活動を強化することで交通安全意識を高めます。民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進、また、児童や高齢者への教育活動をはじめ、ドライバーへのマナー向上を促進します。

- ① 高齢者の交通事故防止
- ② 子供の交通事故防止
- ③ 夜間(特に薄暮時)における交通事故防止
- ④ 飲酒運転の根絶等



(3)横断歩行者の安全確保

横断歩行者の安全確保の推進は、交通事故の未然防止と安全な地域社会の実現に寄与します。地域住民や企業、民間団体、交通ボランティア等と連携し、ドライバーに対して横断歩行者優先のルール遵守や安全運転を徹底するための啓発を行います。また、児童や高齢者をはじめとする歩行者に対して交通ルールや安全な横断方法を学ぶ機会を提供し、安心して道路を利用できる環境づくりを推進します。

【運転者に対する推進事項】

横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるための交通安全教育や交通指導取締り等の推進

【歩行者に対する推進事項】

- ①横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルール周知の徹底
- ②歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等の推進
- ③歩行者とドライバーの安全な意思疎通を図るため、横断歩道ハンドサインの普及活動を推進



(4)反射材用品等の普及促進

薄暮時から夜間における歩行者・自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図ります。

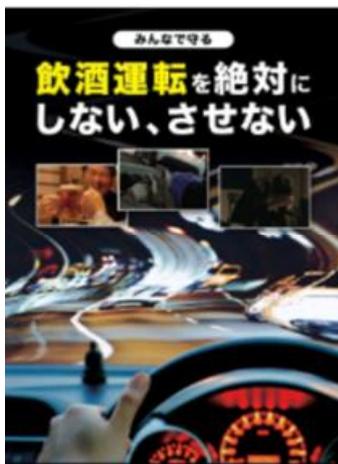
- ①各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発の推進
- ②反射材用品等の視認効果、使用方法等についての理解を深めるための参加・体験・実践型の交通安全教育の実施
- ③関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会開催等の推進
- ④衣服や靴等身の回り品への反射材組み込みの推奨
- ⑤適切な反射性能等を有する製品についての情報提供



(5) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進します。

- ①交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店等と連携したハンドルキーパー運動の普及啓発
- ②地域・職域等における飲酒運転根絶の取組による「飲酒運転をしない、させない」という市民の規範意識の確立の推進
- ③年代と対象に応じたきめ細やかな広報啓発の推進
- ④各機関・団体等が取り組んでいる飲酒運転根絶に向けた施策等に関する積極的な情報共有



(6) 道路交通法改正の周知

道路交通法の改正等交通の安全の新たなルール等について、市ホームページ、LINE、広報、SNS等を利用し、交通安全を推進します。

- ①新たなルール等について、市の施設やホームページ、SNS等で市民に周知



(7) その他

【薄暮時間帯から夜間にかけての交通事故防止のための活動】

- ①夜間の死亡事故の原因として多い最高速度違反、飲酒運転、歩行者の横断違反等による事故実態・危険性の周知
- ②季節や気象の変化、地域の実態に応じた自動車及び自転車の前照灯の早期点灯と対向車や先行車がない状況におけるハイビーム使用促進



【交通事故発生状況を認識した交通事故防止に関する意識の啓発】

- ①地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化
- ②インターネット等各種広報媒体を通じた事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信

【県民交通災害共済の加入推進】

- ①県民交通災害共済への加入を推進

3 交通安全の確保

(1)通学路等における交通安全の確保

通学路における交通安全を確保するため、学校、警察、道路管理者等が連携して、通学路の安全点検を行うとともに、道路危険箇所の改善を図ります。

- ①通学路交通安全プログラムに基づく合同点検の実施及び対策の改善・充実への継続的な取組
- ②通学路の危険箇所を把握し、対策及び関係機関と情報を共有
- ③関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面からの対策を推進
- ④地域の交通安全ボランティアの協力
- ⑤通学路等の歩道整備の積極的な推進

(2)高齢者の交通事故防止対策

交通死亡事故では、交通事故死者数全体に占める高齢者の割合が高く、高齢者に対する交通事故防止対策を推進します。

- ①薄暮時から夜間における歩行時・自転車利用時の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の配布及び普及
- ②古河市高齢者運転免許証自主返納等支援事業の周知及び推進
- ③高齢者の歩行中、自転車乗用中の事故実態の積極的広報の実施
- ④高齢運転者標識(高齢者マーク)の表示促進と高齢者マークを取り付けた自動車に対する保護意識の高揚
- ⑤市民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識の向上を図るとともに地域一体となった見守り活動を通じた高齢者の安全確保の推進

4 交通安全施設等の整備

自動車や自転車、歩行者の安全な交通を確保するため、古河警察署や道路管理者(国・県・市)と連携し、交通安全施設の整備を行うほか、道路の計画的な舗装修繕や路肩及び法面等の道路除草を行います。

(1)交通安全施設等の整備

計画的な交通安全施設の維持・修繕と、地域の交通実態に即した交通環境の改善を行い総合的な事故防止対策を推進します。

- ①古河駅周辺の駐輪場の整備及び自転車等の放置禁止区域を指定し、放置対策の推進
- ②交通事故多発地区を中心に交通安全施設(カーブミラー、区画線等)を維持・修繕
- ③交通安全標識等の設置及び維持管理

本計画では、SDGs ※(Sustainable Development Goals<持続可能な開発目標>の略称)を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すための地域づくりを進めていきます。SDGsには17のゴールがあり、本計画で取り組むゴールは次のとおりとなります。



すべての人に健康と福祉を



住み続けられるまちづくりを

第12次 古河市交通安全計画
令和8年3月

編集・発行 古河市交通安全対策会議
〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248
TEL:0280-92-3111 FAX:0280-92-9596
E-mail:koutsuu@city.ibaraki-koga.lg.jp
